

明治憲法構想過程における宗教の位置づけとその作用
—「信教の自由」をめぐる対外関係を中心に—

お茶の水女子大学大学院生 梶居 宏枝

本報告は、「信教の自由」が大日本帝国憲法（明治憲法）第28条において「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定されるに至るまでに、日本の対外関係とどのような関わりをもっていたのか、ということに関しての考察を試みるものである。

明治期の宗教、とりわけ「信教の自由」についての研究は、これまでも盛んになされてきた。報告者の関心からは、以下の二つが特に示唆に富む。一つは、山崎渾子氏による研究である¹。山崎氏は、不平等条約改正交渉に障壁であったキリスト教問題を解決するため、岩倉使節団が直面した「信教の自由」に着目し、明治憲法が欧米から高く評価された理由の一つとして「信教の自由」を認めたことを指摘している。ここに至る過程の、岩倉使節団から明治憲法制定までの変遷²については未だ検討の余地があり、また、キリスト教だけでなく、仏教、神道、儒教を含めての議論や、同時に「国教」についても考える必要があろう。

二つ目に挙げるのが、近代日本が神道、仏教、儒教、キリスト教に対して行った諸政策を「宗教」と「国家」という枠組みで分析を加えたのが山口輝臣氏の研究³である。山口氏は、シュタインやグナイストが伊藤博文に示唆した、信教の自由と両立する「国教」の存在を指摘し、「宗教」が憲法制定をはじめとした国家形成過程に位置づけられていく過程を国内状況を中心に明らかにしている。

上記の研究を踏まえながら本報告では、欧米と「宗教」を共有することが国際社会において近代国家として承認され、ひいては条約改正交渉の一つの要件となる、と考えられた時期から、シュタインが説くように国の独自の歴史や文化、宗教に裏打ちされた国家構想の中に宗教が内在化され、憲法制定に至る過程を対外的側面から明らかにしたいと考える。

¹ 山崎渾子『岩倉使節団における宗教問題』（思文閣出版、2006）、同「キリスト教の復活と岩倉使節団」（荒野泰典、石井正敏、村井章介編『日本の対外関係 7 近代化する日本』、吉川弘文館、2012）

² 青木周蔵の信仰の自由認識と、木戸孝允との宗教談については、西川誠「明治初年の青木周蔵—明治7年前後、木戸派の国家構想—」（犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』吉川弘文館、2005）に詳しい。

³ 山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会、1999）